

社会福祉法人揺籃会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する事を目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 軽費老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ホ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ヘ) 生活支援ハウス事業の経営
- (ト) 障害福祉サービス事業の経営
- (チ) 地域活動支援センター事業の受託経営
- (リ) 相談支援事業の経営
- (ヌ) 精神障害者地域生活支援事業の受託経営
- (ル) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ヲ) 幼保連携型認定こども園の受託経営
- (ワ) 地域子育て支援拠点事業の受託経営
- (カ) 一時預かり事業の受託経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人揺籃会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的

に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を北海道深川市納内町2丁目4123番4に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、法人は報酬を無報酬とし、評議員会で別に定める役員等報酬規程にて費用弁償を支給する。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算書
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規程にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わるこ

とができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上9名以内。

(2) 監事 2名以上3名以内。

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第一八条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会で報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告

を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期を満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、法人は報酬を無報酬とし、役員等報酬規程にて費用弁償を支給する。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 2,000,000円

(2) 土地

- ① 北海道深川市北光町2丁目2600番地17所在の軽費老人ホームひいらぎ荘敷地（延面積5,508.40平方メートル）
- ② 北海道樺戸郡浦臼町字キナウスナイ188番70所在の特別養護老人ホームゆうあいの郷及び、うらうすデイサービスセンターの敷地（延面積8,385.62平方メートル）
- ③ 北海道深川市多度志1182番所在の多度志生活支援ハウスしらゆりの里及び多度志デイサービスセンターしらゆりの里の敷地（延面積466.81平方メートル）
- ④ 北海道樺戸郡浦臼町字キナウスナイ188番562所在の特別養護老人ホームゆうあいの郷及び、うらうすデイサービスセンターの敷地（延面積2,953.66平方メートル）
- ⑤ 北海道深川市納内町北3311番128に所在の特別養護老人ホーム清祥園及びデイサービスセンター清祥園の敷地（宅地）1筆（9,999.99平方メートル）
- ⑥ 北海道深川市納内町北3311番123に所在の認知症高齢者グループホーム清祥園及び小規模多機能型居宅介護事業所清祥園の敷地（雑種地）1筆（322平方メートル）
- ⑦ 北海道深川市納内町北3311番126に所在の認知症高齢者グループホーム清祥園及び小規模多機能型居宅介護事業所清祥園の敷地（雑種地）1筆（1,138平方メートル）
- ⑧ 北海道深川市納内町北3311番162に所在の認知症高齢者グループホーム清

祥園及び小規模多機能型居宅介護事業所清祥園の敷地（雑種地）1筆（271平方メートル）

- ⑨ 北海道深川市納内町3丁目3933番57に所在の障害者支援施設あかとき学園の敷地（宅地）1筆（4,133.40平方メートル）
- ⑩ 北海道深川市納内町3丁目3933番58に所在の障害者支援施設あかとき学園の敷地（宅地）1筆（2,694平方メートル）
- ⑪ 北海道深川市西町37番地5に所在の深川西町保育所の敷地（宅地）1筆（4,325.28平方メートル）

（3）建 物

- ① 北海道深川市西町37番地5に所在の鉄骨造ルーフィングぶき平家建深川西町保育所の園舎1棟（延面積683.57平方メートル）
- ② 北海道深川市北光町2丁目2600番地17に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建軽費老人ホームひいらぎ荘園舎1棟（延面積1,699.11平方メートル）
- ③ 北海道樺戸郡浦臼町字キナウスナイ188番地70に所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺渡廊下付き平家建特別養護老人ホームゆうあいの郷及び、うらうすデイサービスセンター園舎1棟（延面積2,543.71平方メートル）
- ④ 北海道樺戸郡浦臼町字キナウスナイ188番地70に所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建グループホームゆうあいの郷園舎1棟（延面積300.07平方メートル）
- ⑤ 北海道深川市多度志1188番地、1182番地に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建老人ホーム多度志生活支援、デイサービスセンターしらゆりの里園舎（延面積924.32平方メートル）
- ⑥ 北海道深川市多度志1188番地、1182番地に所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建車庫1棟（床面積119.00平方メートル）
- ⑦ 北海道深川市納内町北3311番地128に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建老人ホーム特別養護老人ホーム清祥園及びデイサービスセンター清祥園園舎1棟、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建車庫・物置（延面積4,708.52平方メートル）
- ⑧ 北海道深川市納内町3丁目3933番57に所在の木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき・陸屋根平屋建障害者支援施設あかとき学園園舎1棟（延面積2,368.10平方メートル）
- ⑨ 北海道深川市納内町北3311番123、北3311番126、北3311番162に所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建認知症高齢者グループホーム清祥園及び小規模多機能型居宅介護事業所清祥園の園舎1棟（延面積583.33平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三五条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三八条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 在宅老人等配食サービス事業の受託運営
- (3) 一時預かり事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第三九条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第八章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係る

ものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人揺籃会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	永 倉 民 郎
理 事	河 口 淳 一
同	渡 辺 一 義
同	小 田 幸 晴
同	笹 森 靖 子
同	平 文 子
同	高 橋 夕 ヶ
同	宮 崎 蒔 博
同	平 瀬 博
同	上 田 裕 敏
同	上 永 倉 尚 郎
監 事	柴 田 清 富
同	定 岡 清 音 次

定款細則

1. 理事長が専決できる「日常の軽易な業務」について（定款第26条第1項）
 - (1) 施設長の任免その他重要な人事を除く職員の任免。
 - (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
 - (3) 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (4) 設備資金の借入に関する契約であって予算の範囲内のもの。
 - (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ① 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入。
(経理規程第65条第2項、第3項を適用する。)
 - ② 施設整備の保守管理、物品の修理等。
(経理規程第65条第2項、第3項を適用する。)
 - ③ 緊急を要する物品の購入等。
(経理規程第65条第2項、第3項を適用する。)
 - (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
 - (8) 予算上の予備費の支出。
 - (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
各施設長に委任する。
 - (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
各施設長に委任する。
 - (11) 寄付金の受入れに関する決定。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
(経理規程第24条を適用する。)

附 則

この定款は、法人合併に伴い、平成25年9月24日に制定し、平成26年4月1日より施行する。

附 則

第5条(2)を、法人の規模拡大に伴い変更する。

定款細則(5)、(11)を、経理規程の条項に合わせるため変更する。

この定款は、平成26年5月21日に改正し、平成26年7月1日より施行する。

附 則

第18条3. ③を地番変更のため、変更する。
この定款は、平成26年12月5日に改正、施行する。

附 則

第18条第2項 3. の②を、わかば保育園事業譲渡に伴い削除する。
この定款は、平成27年5月20日に改正し、平成27年4月1日より施行する。

附 則

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の施行に伴う所要の規定及び定款細則1. を変更する。
この定款は平成28年12月14日に改正し平成29年4月1日より施行する。

附 則

第二五条に（会長）を追加、以下二六条～四五条とする。第五章に（会長）を追加、以下六章～一一章とする。
この定款は平成29年7月13日に改正し平成29年6月14日より施行する。

附 則

第三一条第2項（2）土地⑪、（3）建物⑩を深川西町保育所移転新築に伴い追加する。
この定款は平成29年11月30日に改正し平成29年12月1日より施行する。

附 則

第一条（2）（ヲ）（ワ）（カ）を浦臼町認定こども園事業開始に伴い追加する。
この定款は平成30年3月1日に改正し平成30年3月6日より施行する。

附 則

第三一条第2条（3）建物①を深川西町保育所旧園舎解体に伴い削除し、⑩の深川西町保育所新園舎を①に繰り上げる。
この定款は平成30年3月19日に改正し平成30年3月19日より施行する。

附 則

第四条（事務所の所在地）を変更し、第二項を削除する。
第二五条（会長）を削除、以下二五条～四四条とする。
第五章（会長）を削除、以下第五章～第一〇章とする。
この定款は令和元年12月23日に改正し令和元年12月23日より施行する。